

医療法人の非営利性等に関する調査結果について

平成 17 年 2 月 1 日
社団法人 日本医療法人協会

1 目的

医療法人の非営利性・公益性向上に必要な資料を得るとともに、今後の医療法人制度改革に向けて基礎資料とすること。

2 実施要領

1) 調査対象

全会員 (1,410 法人)

2) 調査方法

アンケート用紙を法人宛に郵送し、ファクスにより回答を受領。

3) 調査時期

平成 16 年 9 月 14 日 (火) にアンケート用紙を送付。11 月初旬までに回答を回収した。

3 回答状況

1,410 法人中 182 法人より有効回答を得た。

回収率は 12.9%、回答法人の内訳は下表の通り。

【回答法人内訳】

大分類	小分類	法人数	構成割合(%)
財 団		18	9.9
	一般	7	3.8
	特定医療法人	10	5.5
	特別医療法人	1	0.5
社 団		164	90.1
持分あり		105	
	一般	88	48.4
	出資額限度法人	17	9.3
持分なし		59	
	特定医療法人	52	28.6
	特別医療法人	6	3.3
	(再掲) 特定・特別医療法人	(△4)	(△2.2)
	その他	5	2.7
合 計		182	100

4 調査結果

別紙の通り。集計は回答のあった全法人を対象としているが、項目の性質上、社員数、同族社員割合は社団のみ、出資額、同族出資割合は持分ある社団のみ対象とした。

(別 紙)

医療法人の非営利性等に関する調査結果

I 役員、社員、出資及び同族割合の現状

1 役員数、同族割合

- 理事数は「6～10人」クラスが全法人の54.4%を占め、最も多い。3人以下は8.8%と少数派。また、持分ある社団より、財団、持分のない社団で人数が多い傾向にある。(表1)
- 監事数は、全法人の80%以上が2人以下となっている。(表2)
- 理事の同族割合は、出資額限度法人、持分のある社団の30%近くが「90%超～100%」と同族経営の色彩が強い。全体でもこの割合区分が17.0%と最多を占める。持分のない社団や財団は、同族規制のある特定、特別医療法人が大半であることから、ほとんど40%以下となっている。(表3)
- 監事の同族割合は「0～10%」が全体の41.8%と、同族色は薄い。(表4)

2 社員数、出資額、同族社員割合、同族出資割合

- 社員数は全ての社団の60%近くが10人以下と、人的に小規模である。(表5)
- 出資額は、出資額限度法人と持分のある社団の50%近くが2,000万円以下であり、資本的にも小規模である。(表6)
- 同族社員割合は、社団全体の15.9%が「90%超～100%」と、理事の同族割合ほどではないにしろ高い。出資額限度法人と持分のある社団では同族比率50%超の法人が50%近くを占める。これに対し、持分のない社団では同族比率50%以下が70%近くに達し、対照的である。(表7)
- 同族出資割合は、出資額限度法人、持分のある社団全体の60%が「90%超～100%」であると回答しており、最も同族色が際立っている。(表8)

II 非営利性、公益性に関する医療法人の意識

1 非営利性一般について

1) 非営利性の具体的イメージはどのようなものか

14項目を例示して営利か非営利(営利を目的としていると考えられない)か尋ねた結果を、営利、非営利いずれの回答が多かったかを基に区分すると、次のようになる。(カッコ内は営利または非営利と答えた法人の比率)(表9)

- 【非営利との回答が最も多かった項目】
- ①社員の退社時に出資払込額を限度として払戻しすること (68.7%)
 - ②社団医療法人の解散時に出資払込額を限度として残余財産の分配が行われること (67.6%)
 - ③効率的な医業経営で高収益を上げていること (58.8%)
 - ④提供する医療の内容に基づいて医療従事者に高額な報酬を支払うこと (58.8%)
 - ⑤出資持分を有していること (48.4%)
 - ⑥医療法人の役員が同族関係者で占められていること (40.7%)

- 【営利との回答が最も多かった項目】
- ①MS 法人を通して医療法人の剰余金を分配すること (73.1%)
 - ②医療法人の役員の地位のみに基づいて高額な報酬を支払うこと (59.3%)

- ③MS 法人をはじめとする株式会社が医療法人の出資者や社員になること (54.9%)
- ④医療法人の役員・社員と MS 法人の役員・社員が同じであること (47.3%)
- ⑤MS 法人をはじめとする株式会社の代表者が医療法人の役員または社員に就任していること (45.1%)
- ⑥社員の退社時に出資持分に応じた剰余金の分配が行われること (41.8%)
- ⑦附帯業務または収益業務を広範囲に行っていること (38.5%)

- 【どちらともいえないとの回答が最も多かった項目】
- ・社団医療法人の解散時に出資持分に応じた残余財産の分配が行われること (35.7%)

2) 非営利性に関する意見

「剰余金を分配しないこと」18件、「剰余金を医療に再投資し、質の高い医療を行うこと」16件、「地域住民に安定的な医療を提供し、持続性を図ること」16件——等があった。

3) 非営利性を担保する方法に関する意見

税負担軽減によって担保せよとする声が多く14件、次いで配当禁止の維持11件、情報公開9件であった。

2 出資持分について

1) 出資持分をどう捉えているか

5項目を挙げて賛否を尋ねたところ、最も多くの医療法人が「賛同する」としたのが、「病院経営上、出資持分を解消してより公益性の高い法人形態に移行したい」(57.1%)であった。これは財団、持分のない社団に限らず、出資額限度法人、持分のある社団でも高い数値を示している。

また、回答法人は財団、持分のない社団の比率が相対的に高いことから、「すでに出資持分を解消した」との項目への賛同も42.3%と多い。

これに対して、「出資持分を解消したいが先祖代々の病院なので放棄しづらい」には、「賛同しない」が37.9%と最多であり、持分放棄の意思のある医療法人が少なからず存在することをうかがわせる。

「出資持分があるからこそ病院の質を向上させる意欲が出てくる」、「出資持分を解消すると病院経営の権利が奪われるおそれがある」の2項目については、「どちらともいえない」とする声が多かった。(表10)

2) 出資持分に伴う問題はいかに解消すべきか

特定医療法人・特別医療法人の要件緩和を必要とする法人が全体の75.8%に上り、次いで出資額限度法人の普及が必要との声も58.8%に達している。(表11)

3) 問題解消のための施策に関する意見

医療法人創設・承継等の課税軽減を求める声が12件と多かった。

4) 出資持分に関する意見

「出資持分は放棄すべき」(14件)、「出資額限度法人が望ましい」(13件)という非営利性向上を目指す意見とともに、「持分があるのは当然」(6件)とする意見もあった。

3 配当禁止について

1) 配当禁止の具体的なイメージはどのようなものか

7項目について配当禁止に抵触するか否かを尋ねた。

「配当禁止に抵触しない」との回答が多かったのは、①病院の建替えや医療機器の購入に充てること(92.9%)、②医療や健康に関わる研究事業に充てること(86.3%)、③退社時や解散時に、社員に出資払込額を限度として払い戻すこと(72.5%)、④提供する医療の内容に基づいて医療従事者に高額な報酬を支払うこと(55.5%)——の4項目。

「配当禁止に抵触する」との回答が多かったのは、①近隣の土地、建物等の賃借料と比較して著しく高額な賃借料を支払うこと(77.5%)、②退社時や解散時に、社員に持分に応じた払戻しを行うこと(45.6%)——の2項目だった。

「他の医療法人へ出資すること」については、「どちらともいえない」とする答えが42.3%と多かった。(表12)

2) 剰余金の使途に関する意見

医療の質向上等のための設備投資に充てるべきとする声が43件と圧倒的に多かった。役員や従業員への還元が16件でそれに続いている。

4 公益性について

1) 公益性の具体的なイメージはどのようなものか

8項目について、公益性が高いか否かを尋ねたところ、7項目については「公益性が高い事業であると思う」が「公益性が高い事業であるとは思わない」を上回った。比率の高い順に並べると、下記の通りである。

残る1項目は「治療方法の確立していない疾病に係る診療を行っていること」だが、これは「どちらともいえない」が最多だった。(表13)

【公益性の高い事業】

①救命救急医療を実施していること(84.1%)

②へき地など採算の合わない地区において医療を実施していること

(83.5%)

- ③24時間365日診療を実施していること (76.4%)
- ④医療や健康に関わる研究事業に取り組んでいること (66.5%)
- ⑤社会保険診療を実施していること (62.6%)
- ⑥医療従事者の研修に取り組んでいること (56.0%)
- ⑦経営に関する情報を公開していること (47.8%)

2) 一般の医療法人に積極的な公益性まで必要か
「必要」が36.8%と最多であるが、「不要」32.4%、「どちらともいえない」29.7%で、意見が分散している。(表14)

3) 公益性に関する意見
公益性とは「患者・地域のために良質な医療を提供すること」とする意見が22件と最も多かった。

Ⅲ 特定医療法人、特別医療法人、出資額限度法人をどう捉えているか

1 特定医療法人

1) 特定医療法人移行の意思の有無
「移行の意思がある」「移行の意思はあるが、困難である」を合わせると69件、「移行の意思はない」26件に比べ、移行希望はかなり多い。(表15)

2) 「移行の意思がある」理由
「医療法人の永続性を図りたい」が36件と最も多く、「法人税の軽減税率を適用したい」22件、「相続税負担を軽減させたい」20件、「医療法人の非営利性を向上させたい」12件と続く。(表16)

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由
「持分の放棄が困難」とする意見が26件と最多。「報告制度の負担が大きい」15件、「年収の上限規制をクリアできない」10件と続いている。(表17)

4) 「移行の意思はない」理由
「現在の出資役員の経営権を確保したい」が17件とトップ。以下、「持分を放棄したくない」10件、「優れた医師を高給で招く必要がある」8件と続く。(表18)

2 特別医療法人

1) 特別医療法人移行の意思の有無
「移行の意思がある」「移行の意思はあるが、困難である」を合わせると71件だが、「移行の意思はない」も58件と多く、特定医療法人に比べ移行を拒否する法人が多い。(表19)

2) 「移行の意思がある」理由

「医療法人の永続性を図りたい」が 27 件と最も多く、「収益業務を行いたい」17 件、「医療法人の非営利性を向上させたい」14 件、「相続税負担を軽減させたい」13 件、と続く。(表 20)

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由

「持分の放棄が困難」とする意見が 16 件と最多。「医療施設の要件を満たせない」、「年収の上限規制をクリアできない」各 7 件と続いている。(表 21)

4) 「移行の意思はない」理由

「法人税の軽減税率のようなメリットがない」が 27 件と際立っており、上記 1) に見るような移行拒否が多い理由と考えられる。さらに「現在の出資役員の経営権を確保したい」16 件、「持分を放棄したくない」9 件、「優れた医師を高給で招く必要がある」7 件と続く。(表 22)

3 出資額限度法人

1) 出資額限度法人移行の意思の有無

「移行の意思がある」「移行の意思はあるが、困難である」を合わせると 51 件で、特定医療法人、特別医療法人ほどではない。これは財団、持分のない社団等が対象にならないためであろう。「移行の意思はない」は 29 件となっているが、その半数以上は移行の可能性のない財団、持分のない社団の回答である。(表 23)

2) 「移行の意思がある」理由

「医療法人の永続性を図りたい」が 36 件と最も多く、「相続税負担を軽減させたい」16 件、「医療法人の非営利性を向上させたい」12 件と続く。(表 24)

3) 「移行の意思はあるが、困難」な理由

いわゆる非課税 4 要件のうち、「同族出資比率要件を満たせない」が 13 件と最多。次いで「同族社員比率要件を満たせない」11 件、「同族役員比率要件を満たせない」9 件と続いている。(表 25)

4) 「移行の意思はない」理由

「現在の出資役員の経営権を確保したい」10 件、「持分を維持し続けたい」3 件となっている。(表 26)

IV 医療法人の業務範囲はいかにあるべきか

1 現在実施している附帯業務

訪問看護ステーション (97 件)、高齢者の生活支援事業等 (75 件)、老人

居宅介護等（73 件）、医療関係者養成（33 件）——等が多く実施されている。（表 27）

2 特別医療法人の実施している収益業務

回答数が7件と少ないが、駐車場、配食サービス、グループホーム等が実施されている。

3 1 以外に認めるべき附帯業務にはどのようなものがあるか

医療、福祉関係が64件と多く、具体例としてはグループホーム等老人向け施設サービスが目立つ。このほか、専門学校等の教育・学習支援業19件、配食サービス等のサービス業17件、レストラン、宿泊施設等の飲食・宿泊業17件——等が続いている。（表 28）

4 附帯業務のあり方に関する意見

「医療・福祉分野に限るべき」等の規制を維持すべきとする意見とともに、自由化を求める意見もあった。

(集計表)

I 役員、社員、出資及び同族割合の現状

1 役員数、同族役員割合

【理事数】

(表1)

人数区分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体
3人以下	1	0	2	13	16	5.6	0	11.8	14.8	8.8
5人以下	1	0	7	19	27	5.6	0	41.2	21.6	14.8
10人以下	6	47	4	42	99	33.3	79.7	23.5	47.7	54.4
15人以下	8	4	2	6	20	44.4	6.8	11.8	6.8	11
20人以下	0	3	0	0	3	0	5.1	0	0	1.6
25人以下	0	1	0	1	2	0	1.7	0	1.1	1.1
30人以下	0	0	1	0	1	0	0	5.9	0	0.5
30人超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	2	4	1	7	14	11.1	6.8	5.9	8.0	7.7
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

【監事数】

(表2)

人数区分	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体	財団	持分のない社団	出資額限度法人	持分のある社団	全体
0人	1	0	0	0	1	5.6	0	0	0	0.5
1人	2	1	8	59	70	11.1	1.7	47.1	67.0	38.5
2人	8	47	6	17	78	44.4	79.7	35.3	19.3	42.9
3人	5	6	0	0	11	27.8	10.2	0	0	6.0
4人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10人以下	0	1	0	0	1	0	1.7	0	0	0.5
10人超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無回答	2	4	3	12	21	11.1	6.8	17.6	13.6	11.5
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

【理事の同族割合】

(表 3)

割合区分 (%)	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体
0~10	4	5	1	4	14	22.2	8.5	5.9	4.5	7.7
~20	1	3	1	3	8	5.6	5.1	5.9	3.4	4.4
~30	4	12	1	5	22	22.2	20.3	5.9	5.7	12.1
~40	2	20	1	2	25	11.1	33.9	5.9	2.3	13.7
~50	1	0	0	4	5	5.6	0	0	4.5	2.7
~60	1	0	0	4	5	5.6	0	0	4.5	2.7
~70	0	0	0	4	4	0	0	0	4.5	2.2
~80	0	0	2	4	6	0	0	11.8	4.5	3.3
~90	0	0	0	5	5	0	0	0	5.7	2.7
~100	1	1	5	24	31	5.6	1.7	29.4	27.3	17.0
無回答	4	18	6	29	57	22.2	30.5	35.3	33.0	31.3
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100

【監事の同族割合】

(表 4)

割合区分 (%)	法 人 数					構 成 割 合 (%)				
	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体	財 団	持 分の な い 社 団	出 資 額 限 度 法 人	持 分の あ る 社 団	全 体
0~10	9	34	6	27	76	50	57.6	35.3	30.7	41.8
~20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~40	0	2	0	0	2	0	3.4	0	0	1.1
~50	1	1	0	2	4	5.6	1.7	0	2.3	2.2
~60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
~100	1	0	3	16	20	5.6	0	17.6	18.2	11
無回答	7	22	8	43	80	38.9	37.5	47.1	48.9	44
合 計	18	59	17	88	182	100	100	100	100	100